

心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害の程度

(2001 年 11 月 厚生労働省健康局長通知より)

60 歳以上 65 歳未満で一定の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスの障害の程度は、下記のいずれかに該当するものであることとされ、これらに該当することについては、医師の診断書または身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要と思われる資料の提出が求められる。

心臓機能障害

- (1) 次のいずれか 2 つ以上の所見があり、かつ、安静時または自己の身边に日常生活でも心不全症状、狭心症症状または繰り返しアダムスストーク発作が起こるもの。
 - ① 胸部エックス線写真所見で心臓比 0.60 以上のもの
 - ② 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - ③ 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - ④ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - ⑤ 心電図で第二度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - ⑥ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上のもの
 - ⑦ 心電図で ST の低下が 0.2mV 以上の所見があるもの
 - ⑧ 心電図で第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導(ただし IV を除く)のいずれかの T が逆転した所見があるもの
- (2) 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工移植、弁置換を行なったもの

腎臓機能障害

腎臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml / 分未満、または血清クレアチニン濃度が 8.0 mg/dl 以上であって、かつ、自己の身边の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

呼吸機能障害

予測肺活量 1 秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量 1 秒率の測定ができないもの、予測肺活量 1 秒率が 20 以下のもの又は動脈血 O₂ 分圧 50Torr 以下のもの。

予測肺活量 1 秒率とは、1 秒量(最大呼気位から最大努力下呼出の最初の 1 秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長 of の組み合わせで正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) CD 四陽性 T リンパ球数が 200/ μ l 以下で、次の項目(①～⑫)のうち 6 項目以上が認められるもの。
 - ① 白血球について 3,000/ μ l 未満の状態が 4 週間以上の間隔をおいた検査において連続し

て 2 回以上続く。

- ② Hb 量について男性 12g/d l 未満、女性 11 g/d l 未満の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く
 - ③ 血小板数について 10 万/ μ l 未満の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く
 - ④ ヒト免疫不全ウイルス RNA 量について 5,000 コピー/ml 以上の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く
 - ⑤ 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感および易疲労が月に 7 日以上ある
 - ⑥ 健常時に比して 10%以上の体重減少がある
 - ⑦ 月に 7 日以上 of 不定の発熱(38℃以上)が 2 ヶ月以上続く
 - ⑧ 1 日に 3 回以上の泥状ないし水様下痢が月に 7 日以上ある
 - ⑨ 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある
 - ⑩ 口腔内カンジタ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症および伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - ⑪ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - ⑫ 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくして日常生活がほとんど不可能な状態のもの
※接種に当たっては、HIV 感染の治療に当たる主治医の意見を十分に聞いたうえで、本人への説明をつくして意思を確認し、接種の可否を慎重に決定する。